

運転免許証自主返納者に対するタクシー運賃の割引について

市内のタクシー事業者において、平成 30 年 3 月 1 日から次のとおり運賃割引（運転免許証返納者割引）を導入・実施されています。

1 目的

全国的に高齢運転者が起因する交通事故が増加するなか、運賃割引を導入し、タクシーを利用しやすくすることで、運転に不安を感じている高齢運転者等が自主的に運転免許証を返納しやすい環境を整備し、交通事故防止に寄与する。

2 割引実施タクシー事業者

- (1) 三原交通 (2) 備三タクシー (3) 幸崎タクシー
 (4) やっさタクシー (5) 双葉タクシー (6) 本郷タクシー
 (7) 久井交通 (8) ハイランド交通 (9) 徳良タクシー
 (10) 神田タクシー (11) 奥田タクシー

※双葉タクシーは三原市域を営業区域とするタクシーのみが対象

3 割引率

運賃の 1 割引（他の割引との併用は不可）

4 割引の適用

自動車運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書（公安委員会発行）の交付を受けた者が、当該経歴証明書を提示したときに適用する。

【参考】

年代別運転免許証自主返納者数（三原警察署提供）

（単位：人）

	～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85～	合計
H29	11	8	26	42	70	68	69	294 (235)
H28	4	6	25	46	26	26	36	169 (126)
H27	3	4	18	40	18	26	24	133 (72)

※（ ）は運転経歴証明書交付数